

まちの安全を守るために

【18ページに関連記事】

今月の主な内容

- 力を合わせて災害に備える P 2
- 町職員の任免・勤務条件・サービスの状況など P 6
- 平成26年10月よりファミリー・サポート・センター事業を開始します P 8
- 町職員を募集します P 10
- 平和の祈り ヒロシマから世界へ P 11
- 2014年度 西国街道リレーウォーク P 12
- 平成26年度仲秋の名月鑑賞会 P 13
- 9月10日は、世界自殺予防デーです P 14
- 日帰りバスツアーの参加者を募集！ P 14
- 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金 申請はお済みですか？ P 15
- 次期「大山崎町総合計画」を策定します P 16

力

を合わせて災害に備える

「防災の日」特集



平成21年中国九州北部豪雨
提供：(財)消防科学総合センター

大正12年9月1日、関東地方で大地震が発生。関東大震災と呼ばれるこの災害では190万人が被災、10万5千人あまりが死亡あるいは行方不明になるなど、未曾有の被害をもたらしました。地震の発生した日は「防災の日」と定められています。

この時期は台風災害も多く、本年も8月9日から10日にかけて台風第11号が接近、各地に被害をもたらしました。大山崎町でも天王山山麓に土砂災害の恐れが生じたため、8月9日午後4時30分に避難準備情報を発表。12世帯21人の方が避難所に避難されるに至りましたが、幸い大きな被害はありませんでした。町では、住民の皆さんを災害から守るために各種施策に取り組んでいます。防災施策は、行政のみでやりとげられるものではなく、さまざまな人たちが主体となって力を合わせ取り組むことがとりわけ重要となります。防災の日にあわせて、町や地域の取り組みを紹介します。

災害時応援協定を締結

企業

災害時の対策業務は、食糧や飲料の提供や医療救護などによる被災者の支援、道路の応急復旧など多岐にわたります。それらをすべて町の力のみで実施することはきわめて困難であるため、町ではあらかじめ関係企業などと協定を締結し、災害時にはその専門的な力を借りることにしています。

近年は、特にこの点に注力して町の防災力の向上に努めているところで、現在、下表のとおり災害時応援協定を締結しています。今後も、災害時に有用となる応援を各方面から受けられるように、積極的に取り組んでいきます。

なお、被災を免れた自治体の力を借りたり、相互に協力して災害対応できるよう、京都府内外の自治体とも災害時相互応援協定を締結しています。

平成26年7月22日現在

災害応援協定一覧

協定名	協定先	協定内容
京都南部都市災害時相互応援協定	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町	1 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣 2 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 3 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及び斡旋 4 緊急避難着場等の救護拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置 5 その他特に要請がある事項
災害時相互応援協定	愛知県清須市、大阪府田尻町、大阪府忠岡町、東京都羽村市、兵庫県播磨町、神奈川県真鶴町	1 被災者の救助、救援その他応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供 2 食糧、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な資機材の提供 3 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設等の提供 4 応急復旧活動に必要な職員の派遣 5 応急復旧活動に資するボランティアの斡旋 6 その他特に要請のあった事項
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	国土交通省近畿地方整備局が、以下の被災直後の緊急的な対応を実施。 1 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）の派遣を含む。） 2 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。） 3 災害に係る専門家の派遣 4 車両、災害対策用機械等の貸し付け 5 通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 6 通行規制等の措置 7 その他必要な事項
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人洛和福祉会	災害時における要援護者のための福祉避難所（特別養護老人ホーム洛和ヴィアラ大山崎、洛和グループホーム大山崎）の設置運営
災害時等における医療救護活動についての協定	一般社団法人乙訓医師会	災害時等における医療救護班の編成、派遣医薬品等の供給
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	府内水道事業者	応急給水作業、応急復旧作業に必要な職員の派遣、機械、器具、車両、資材等の提供
災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	一般社団法人京都府エルピーガス協会	災害時に避難所等に多数の住民が避難所に避難した場合のエルピーガスの供給
災害発生時における物資の供給に関する協定	株式会社平和堂 イオンリテール株式会社 株式会社ユタカファーマシー	生活支援対策等に必要物資（食糧品、衣類、寝具類、生活消耗品、育児用品、医薬品、食器類、その他生活支援に必要な物資）の提供 生活支援対策等に必要物資（生活消耗品、育児用品、医薬品、食糧品、その他生活支援に必要な物資）の提供
災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社新京都事業所	段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）、段ボール製簡易ベッド等の提供
災害時における物資の供給等協力に関する協定	ココロラウエスト株式会社	物流拠点における飲料の供給及び災害対応型自動販売機の機内飲料の提供
災害時における飲料の供給等協力に関する協定	樋口鉱泉株式会社	
災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	京都中央葬祭業協同組合	災害時等多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務の協力
乙訓二市一町（向日市、長岡京市、大山崎町）消防防災相互応援協定	向日市、長岡京市	大規模災害等発生時における消防団等の派遣
乙訓消防組合、大山崎町、島本町消防相互応援協定	島本町	火災、救急事故、救助事故が発生した場合における消防隊、救急隊、救助隊等の派遣
京都市、乙訓消防組合、大山崎町消防相互応援協定	京都市	火災、救急事故、救助事故が発生した場合における消防隊、救急隊、救助隊等の派遣
京都府広域消防相互応援協定	府内市町村消防（一部事務組合を含む）	火災、救急事故、救助事故が発生した場合における消防隊、救急隊、救助隊等の派遣
災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	災害時等多数の死者が発生した場合における遺体搬送の協力
災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	フレントリス株式会社	応急対応に必要な輸送車両の無償貸与及び提供
災害時における人員の輸送に関する協定	東豊観光株式会社	バスによる、災害時における避難者、要援護者の輸送。災害復旧時における災害ボランティアの輸送
災害時における大山崎町と大山崎町内郵便局の相互協力に関する覚書	山崎郵便局、円明寺郵便局、山崎駅前郵便局	災害発生時における次の相互協力／郵政事業に係る災害特別事務取扱い／被災住民の避難先及び避難状況の相互提供／避難場所への臨時郵便差出箱の設置／その他協力できる事項
災害時における応急対策業務に関する協定	大山崎町建設業協会	災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助、道路確保のための障害物の除去作業／崩壊または流出した土砂、水等の除去及び電気・水道設備等の復旧作業／その他町が認める緊急応急作業
災害時における応急対策業務に関する協定	大山崎町災害対策協力会	災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助、道路確保のための障害物の除去作業／崩壊または流出した土砂、水等の除去及び電気・水道設備等の復旧作業／その他町が認める緊急応急作業
災害時における応援協力に関する協定	株式会社アグティ	被災者及び応急救助活動に従事する職員等（ボランティアも含む）の衣類、毛布等の洗濯／清掃活動等に使用する中古タオルの提供／その他協力できる事項
災害時における燃料等の供給に関する協定	株式会社西日本宇佐美	役場庁舎の非常用電源設備や災害対応車両、避難所の暖房器具等用の燃料及び資機材の提供
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町ホームページのキャッシュサイト、災害情報ブログ、避難所情報、避難勧告等の緊急情報のヤフーサービス掲載など災害に係る情報発信等

地域

自分たちの地域は 自分たちで守る

ご近所の皆さんで災害に備える組織が自主防災組織です。昨年9月の台風第18号の際には、近所で声を掛け合って避難したという報告を多数いただいているとおり、とりわけ高齢者や体が不自由な「災害時要援護者」の支援には、地域の方の力が欠かせません。

町では現在19の自主防災組織があり、名簿や連絡網作りをはじめ、防災の学習や訓練に取り組んでいます。

自主防災組織は原則として町内会、自治会単位で結成いただきます。まだ結成されていないところには今後町からご案内をしますので、ぜひ結成に向けた取り組みをお願いします。

公助

情報発信体制を整備 備蓄物資を充実

町では、各種防災施策のひとつとして災害時または災害が差し迫ったときに皆さんが適切に命を守るための避難行動をとっていただけるよう、情報を発信しています。

例えば、「避難勧告」は、自主防災組織への電話連絡のほか広報車やサイレン（町内4カ所に設置）、さらに▼テレビのテロップ▼データ放送▼登録制の防災・防犯情報メールなどでお知らせすることになっています。

メールの登録がまだの方は、本誌最終面のカレンダー欄に登録方法を掲載していますので、ぜひ登録をお願いします。

また、昨秋の台風第18号の際には町内4カ所の避難所に約2千人の方が避難されましたが、避難者への情報発信も課題となっています。そこで台風シーズンを前に、各避難所にテレビ回線を設置し、災害時には各避難所でテレビ放送により最新の災

一人で避難が難しい方の サポーター制度を導入



第二町内会自主防災組織
会長 磯崎 光夫さん(73)

普段から、住んでいる場所ごとに危険となる自然災害を周知していることもあり、昨年の台風18号のときは水害危険地域に住む会員のほとんどの方が避難しました。うちは80世帯という中規模の組織ですが、組織集会を開いても年代や職業がばらばらなので集まりがよくない。だから多くのことを回覧決裁で決めており、集会より確実に全員の意見を聞くことができます。また、班ごとに家族別・年齢別などさまざまな形態の名簿を作成しています。作成には少々骨が折れますが、大切なことです。

ほかにも、1人で避難することが難しい高齢者などのためにサポーター制度を導入しており、現在15の方にサポーターになっていただいています。一人ひとりをお願いしに行ったのですが、意外と快く引き受けてくれる人が多く、心強く感じました。

今は、女性の参画を考えています。炊き出しなどに女性加わることで、これまで以上に地域でまとまった防災組織になるんじゃないかと思っています。

活動をするうえで大変なこともあります。まずは行動しないと始まらないでしょう。



サポーター用の名札▶

防災ニュースを作って 皆さんに回覧



天王山自治会自主防災組織
会長 小池 俊明さん(72)

うちは全部で24世帯しかない小さな組織で、さらに昔からの顔なじみの人が多い。だからほかの区域よりもととの土台がしっかりしていると思います。防災の観点から見ても、人の顔と名前が一致していれば災害時の呼びかけなんかに大きく役立つし、私は自主防災組織を作るなら小さいコミュニティから始めるのがいいんじゃないかと思っています。

昨年は町の土砂災害の出前講座を、今年は消防署の協力で火災時の煙体験を実施し、年々参加者が増えているのが嬉しいです。身近なテーマを選ぶようにしていますが、これは人を集める起爆剤にもなるし、いざ災害が起こったときにも効果的だと思います。また、こういった防災組織の活動を写真つきの「防災ニュース」としてまとめ、皆さんに回覧しています。これなら防災の知識も身につくし皆で同じものを読むことで一体感も生まれる。今年は各家庭へ家具の転倒防止を斡旋し、高齢者のお宅へは取り付けの手伝いも行う予定です。

さらに今後は、自主防災組織として、水や食料の備蓄手法を検討していきます。今後も知恵を絞って、問題を解決していきたいですね。



手作りの防災ニュース▶

害情報を入手することができるようになりまし。

このほかの施策のひとつとして、町では災害用備蓄物資の充実に努めています。例えば、災害用トイレとしてマンホールトイレ・仮設トイレを合わせて、一般的な基準を大幅に上回る数量の整備をおおむね完了。飲料、食糧、また毛布やおむつなどの物資も一定の数量を備蓄していますが、今後さらに数量、種類の充実に努めます。



町体育館には40型テレビを2台用意しました

町の主な備蓄物資 (平成26年8月1日現在)

食糧	6,650食
飲料水(500ml換算)	11,600本
毛布	1,650枚
マット	700枚
災害用トイレ	51基

自助

自分の命は 自分で守る



面から離れた部屋)に移動、もしくは近所の頑丈な建物の中に移動する。

【町の指定避難所】

- ・大山崎小学校
- ・大山崎ふるさとセンター
- ・第二大山崎小学校
- ・大山崎中学校
- ・大山崎町体育館(水害時には開設しません)

【避難する時は】

- ・避難は原則、徒歩で(雨合羽を用意しておきましょう)
- ・非常持出袋を持参しましょう
- ・非常持出袋に入れるものの例(何が必要か家族で話し合ってみましょう)：▼食糧▼水▼常備薬▼タオル▼ごみ袋▼ウェットティッシュなど
- ・近所の要援護者とともに避難しましょう

町職員の任免・勤務条件・サービスの状況など

本町における人事行政の公正性、透明性を高めるため、「大山崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免・勤務条件・サービスの状況などを公表します。

なお、給与・定員の状況については、今年の3月に本誌およびホームページでお知らせしています。

問＝政策総務課総務係 ☎956-2101 (内321)

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（平成25年度）

① 採用試験の状況

職種	申込者数 A	1次試験 合格者数	採用者数 B	倍率 A/B	(参考) 23年度の 倍率
事務職	237人	33人	6人	39.5	13.3
技術職(土木)	4人	1人	0人	—	5.0
保育士	21人	7人	1人	21.0	—

② 退職者数

定年退職	勲奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
9人	0人	0人	0人	0人	0人	9人

※退職者数には、再任用職員、嘱託員、臨時職員に係る退職者数を含みません

(2) 職員数の状況

① 年齢別職員数（平成25年4月1日）

年齢	20歳	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数	0人	5人	11人	19人	20人	9人
年齢	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	計
職員数	7人	14人	11人	12人	30人	138人

② 職員数の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員数	171人	162人	153人	144人	140人	138人	138人	138人

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成25年4月1日現在）

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～1時	なし
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日・土曜日）					
休日	国民の祝日に関する法律に規定されている休日および12月29日から翌年1月3日までの日					

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成25年1月1日～12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
4,812日	1,162日	115人	10.1日	24.1%

(注1) 付与日数は、1暦年につき20日（当該年の途中に採用された者は、同年の在職期間に応じた日数）で、その年に取得しなかった場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができます

(注2) 対象職員数は、平成25年1月1日～12月31日までの全期間在職した一般職員であり、期間の途中に採用された者および退職した者、育児休業、退職の事由がある職員を除いています

(3) 育児休業などの取得状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区分	平成25年度の取得者数			平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	(育児休業対象職員)	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員	0人 0人	0人 0人	0人 0人	4人	0人	0人	0人
女性職員	3人 4人	0人 0人	0人 0人	3人	0人	0人	0人
計	3人 4人	0人 0人	0人 0人	7人	0人	0人	0人

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成25年度に新たに取得した者、下段には平成24年度から25年度にかけて引き続けている者の数を記載しています

(4) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇取得者数	要介護者(続柄など)	取得形式	介護休暇承認期間
男性職員	0人	—	—	—
女性職員	0人	—	—	—
計	0人			

3 職員の分限および懲戒処分の状況（平成25年度）

職員の不利益となる処分には、分限処分と懲戒処分があります。分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に公務能率の維持向上のため、休職、降任などの職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことで、公務における規律と秩序の保持を目的としており、免職、停職、減給などの処分です。

(1) 分限処分者数

心身の故障による休職者……1人。

(2) 懲戒処分者数

該当ありません。

4 サービスの状況

綱紀保持の取組

地方公務員は地方公務員法で、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されています。

大山崎町においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

5 福祉および利益の保護の状況（平成25年度）

地方公務員法では、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の増進に寄与することを目的として、職員の福祉および利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、厚生福利制度、公務災害補償制度が定められています。また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。

大山崎町における職員の福祉および利益の保護の状況については次のとおりです。

	主な内容	実施日	備考
保健事業	定期健康診断	平成25年11月（2日）	受検者数121人
	特殊健康診断	平成26年1月（1日）	受検者数36人
	人間ドックほか	通年	
福利厚生	京都市市町村職員厚生会生活設計支援事業	通年	
	京都市市町村職員厚生会元気回復事業	各事業実施日程による	
	京都市市町村職員厚生会給付事業	通年	
	大山崎町職員厚生会事業	各事業実施日程による	
	公務災害補償の認定件数	公務災害…1件 通勤災害…0件	

6 研修の状況（平成25年度）

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。大山崎町においては以下のとおり研修を実施しました。

	研修名	研修期間	受研修者数
研 究 主 修	人権研修	1日	24人
	メンタルヘルス研修	1日	17人
	長期勤続職員自主研修	2日～5日	7人
	財政担当職員初任者研修	1日	2人
	研修事務担当者研修	1日	1人
	係長研修	2日	2人
	法制執務研修（基礎）	2日	7人
	信頼を勝ち得る話し方研修	1日	1人
	税務担当初任者研修	3日	1人
	エクセル研修（基礎）	1日	2人
委 託 研 修	エクセル研修（応用）	1日	2人
	男女共同参画研修	6日	1人
	自治体訴訟研修	2日	2人
	会議進行・協議促進のスキル向上研修	1日	1人
	市町村議会広報研修	1日	1人
	新規採用職員研修	2日	5人
	意識改革研修	1日	1人
	クレーン対応研修	1日	1人
	監査研修	1日	2人
	問題解決研修	1日	2人
派 遣 研 修	議会職員研修	2日	1人
	市町村トップセミナー	1日	6人
	自治体の財源確保策	3日	1人
	歴史的町並みを生かした観光戦略	2日	1人
	土木工事技術検査のための具体的な進め方	2日	2人
	地方公務員の為の給与実務	1日	2人
	滞納整理実務	1日	2人
	地方公営企業における消費税・会計処理の進め方	1日	2人
	臨時・非常勤職員の任用と管理実務セミナー	2日	1人
	住民税の課税実務（Ⅱ部）法人住民税	1日	2人
地方公営企業会計基礎実務	2日	1人	
社会福祉主事資格認定通信課程	4日	1人	
人材マネジメントシンポジウム	1日	2人	
下水道形成セミナー「消費税」	1日	1人	
遊具の日常点検講習会	1日	1人	
図上訓練を用いた災害対策本部運営・広報コース	2日	1人	
地域公共交通（第Ⅱ期）研修	5日	1人	
法制執務研修	1日	3人	

7 公平委員会に関する事項

職員の権利は、勤務条件に関する措置要求制度および不利益処分に関する不服申立て制度で保護されています。勤務条件に関する措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また不利益処分に関する不服申立ての制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。

平成25年度の状況

勤務条件に関する措置要求………0件
不利益処分に関する不服申立て……0件



ファミリー・サポート・センター事業を 開始します

問＝福祉課児童福祉係
☎956-2101 (内159)

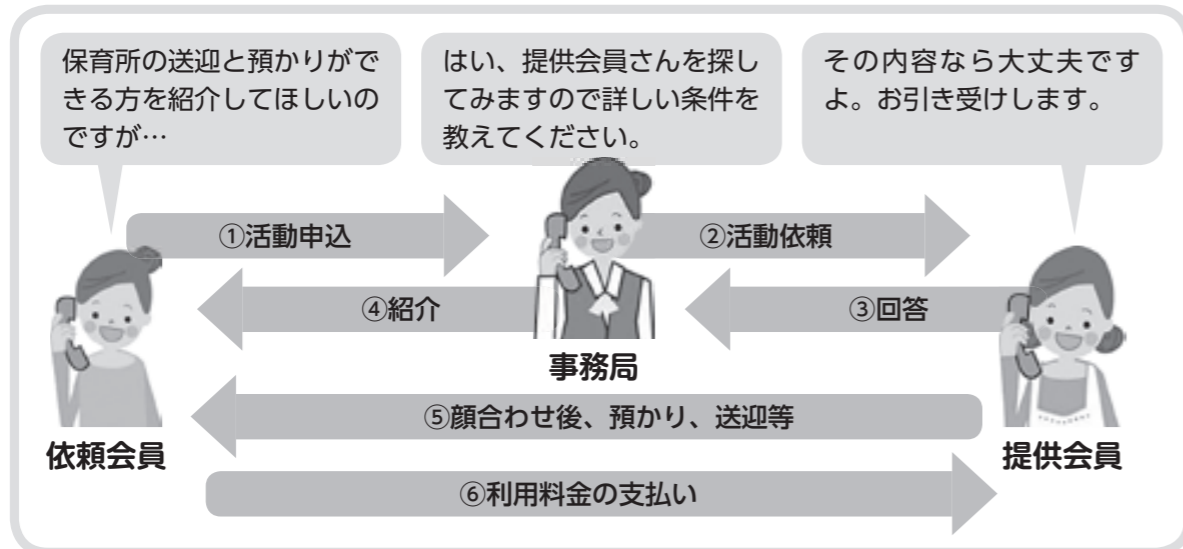


ファミリーサポートセンター事業とは？

子育ての援助を受けたい人と、逆に援助をしたい人がそれぞれセンターに登録することで、援助を受けたい人にセンターから援助をしたい人を紹介する事業のことです。

ファミリーサポートセンターのしくみとは？

- ①子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助をしたい方（提供会員）の両方が、ファミリー・サポート・センターに登録を行います。
- ②依頼会員が援助を受けたい日、時間などの条件を同センターへ依頼すれば、提供会員の中から条件に合った方の紹介を受けることができます。
- ③その後は、事前に提供会員の方との顔合わせを行ったうえで、予定日に子育ての援助を受け、依頼会員が提供会員に利用料金を支払います。



会員になるには？

- ファミリーサポートセンターでは、依頼会員および提供会員を随時募集します。
 - 子育ての援助を受けるには、依頼会員としての入会、登録（無料）が必要です。
 - 同センターに入会申込兼登録書（役場ホームページおよび役場1階7番窓口にあります）を提出し、承認を受けてください。
 - 子育ての援助をするには、提供会員としての入会、登録（無料）のほか、町が実施する講習を受ける必要があります。
- ※会員になるには、一定の要件があります

会員登録するための要件とは？

- 以下の要件をすべて満たす必要があります。
- 依頼会員（子育ての援助を受けたい方）
 - 町内に居住し、小学校6年生までの子どもの保護者であること。
 - 提供会員（子育ての援助をしたい方）
 - 20歳以上で、心身ともに健康で、積極的に援助活動を行うことができる方。
 - 自宅で子どもを預かることができる方。
 - 講習会（町主催）を受講した方。
 - 両方会員（依頼会員と提供会員の両方に登録する方）
 - 依頼会員、提供会員の両方の要件を満たす方。

利用料金について

- ①平日 7:00～19:00 1時間700円
 - ②上記以外（早朝、夜間、など） 1時間800円
- ※利用料金は、活動終了後、依頼会員が提供会員へ直接お支払ください
※病院代、おやつ、送迎にかかる交通費などは、実費分を依頼会員が負担

初回講習会を開催します。（提供会員を希望される方のみ）

- 初回講習会を以下の日程で開催します。提供会員の登録を希望される方のご参加をお待ちしております。提供会員として活動するには、この講座の受講が必要です。
- 講習会に参加される方は、会員証などに使用するための写真（2cm×3cm、一年以内に撮影したもの。スナップ写真の切り抜き可）を2枚ご持参ください。

と き＝9月18日(木) 13:00～17:00
 ところ＝中央公民館別館（役場南側）3階大研修室
 内 容＝子育て支援に関する基礎知識、制度の説明など

講習会の申込方法について

- 福祉課児童福祉係（役場1階7番窓口）、または電話にて上記問合先まで。
- ※受付時間は平日の8:30～17:15（昼休みを除く）



平和の祈り ヒロシマから世界へ



広島に原爆が投下されてから69年。
今年も8月6日に広島平和記念公園で「広島平和記念式典」が開催されました。
今年は大山崎町からは職員2人が参加。
式典に参列するとともに、町民の皆さんの平和への願いが込められた
折り鶴44,038羽を原爆の子の像に捧げました。

折り鶴を届けてくれた皆さん (順不同)

▽岡部登美子さん▽なごみの郷
▽長寿苑▽小林さつきさん▽
SUTAMO family▽京都がく
えん幼稚園▽新日本婦人の会大
山崎支部▽洛和ヴィラ大山崎▽
峯薫さん▽中川医院デイサービ
ス野の花▽萬谷英一さん▽野田
美佐子さん▽坂之上真弥さん▽
ケアスポット梅津▽久保すえ子
さん▽槇田ミ子さん▽大山崎町
保育所▽第2保育所▽第3保育
所▽大山崎小学校▽第二大山崎
小学校▽大山崎中学校▽町職員
▽折り鶴コーナーに来てくださ
った皆さん



▲平和記念式典の様子(上)。あいにくの雨模様でしたが、広島平和都市記念碑(下)には朝早くから花がささげられていました。



▲お預かりした折り鶴は、すべて広島へお届けしました。

あなたの知恵と情熱をまちづくりに生かしませんか 町職員を募集します

町では、来春採用予定の職員を募集します。
魅力あふれ、活力あるまちづくりに取り組む意欲のある方を求めています。
問=政策総務課総務係 ☎956-2101 (内321)

【募集職種／採用予定人員／受験資格】

職 種	採用予定人員	受験資格
事務職	事務職・技術職 (土木) あわせて6人	次の学歴に該当する最終学校を卒業または平成27年3月卒業見込で、下記の期間に生まれた方 ・大 卒：平成元年4月2日～平成5年4月1日生 ・短大卒：平成3年4月2日～平成7年4月1日生 ・高 卒：平成5年4月2日～平成9年4月1日生
技術職(土木)		昭和54年4月2日以降に生まれ、最終学校で土木専門課程を修得したまたは平成27年3月修得見込の方
技術職 (学芸員・考古)	1人	昭和54年4月2日以降に生まれ、最終学校で考古学の専門課程を修得したまたは修得見込で、学芸員資格を有する又は平成27年3月資格取得見込の方
保育士	1人	昭和49年4月2日以降に生まれ、保育士資格を有するまたは平成27年3月資格取得見込の方

※いずれの職種も日本の国籍を有しない方または地方公務員法第16条の規定による欠格事項に該当する方は受験できません

【採用試験】

○第1次試験

とき／ところ=10月26日(日)／大山崎町にて
※詳細は受験申込の際にお知らせします

職 種	試験科目
事務職	教養試験、適性検査
上記以外の職種	教養試験、専門試験

合格発表=11月上旬に郵送で合否を通知

○第2次試験および第3次試験

日程や場所は第1次試験合格者に郵送で通知します。

【受験申込方法(実施要項は9月1日(日)より配布します)】

○提出書類

- ①受験申込書(本町所定のもの)
※町ホームページからダウンロードできます
- ②履歴書(市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの)
- ③最終学校卒業証明書(新卒者は卒業、修得見込証明書可)
- ④資格証明書(取得見込証明書可)
※技術職(学芸員・考古)、保育士のみ
- ⑤返信用封筒(定形長3型封筒にご自身の住所・氏名を記載し、82円切手を貼ったもの)

○申込先

政策総務課総務係へ直接。郵送不可

○受付期間

9月8日(日)～19日(金)
※(日)、(祝)を除く8:30～12:00、13:00～17:00



あなたの応募を
待っています!